

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R5. 6. 19時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対 象
1	1	1-2ホ	1-74	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	◎
2	4	4-2ホ	3-53	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	◎
3	34	22の3-1ニ	22-558	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
4	34	22の3-1ニ	22-559	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
5	34	22の3-1ニ	22-560	雇用保険の基本手当等を受けることとなつたときの退職共済年金の支給停止の届出の確認	退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
6	34	22の3-1ホ	22-564	退職年金の決定の請求の確認	終身退職年金及び有期退職年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
7	34	22の3-1ホ	22-565	退職年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	退職年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
8	34	22の3-1ホ	22-566	退職等年金給付（新3階年金）のうち、職務傷病を原因とする障害の状態になった場合に支給する職務障害年金の額を決定するための手続	退職等年金給付（新3階年金）のうち、職務傷病を原因とする障害の状態になった場合に支給する職務障害年金の額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
9	34	22の3-1ホ	22-567	職務障害年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	職務障害年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
10	34	22の3-1ホ	22-568	職務遺族年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、加入者又は加入者であった者が職務傷病を理由に死亡した場合に支給される職務遺族年金の額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
11	34	22の3-1ホ	22-569	職務遺族年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	職務遺族年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
12	34	22の3-1ホ	22-570	退職共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
13	34	22の3-1ホ	22-571	退職共済年金（経過的職域加算額）の払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金（経過的職域加算額）の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
14	34	22の3-1ホ	22-572	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
15	34	22の3-1ホ	22-573	障害共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	障害共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
16	34	22の3-1ホ	22-574	障害共済年金（経過的職域加算額）の払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金（経過的職域加算額）の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
17	34	22の3-1ホ	22-575	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
18	34	22の3-1ホ	22-576	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
19	34	22の3-1ホ	22-577	遺族共済年金（経過的職域加算額）の払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金（経過的職域加算額）の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
20	34	22の3-1ホ	22-578	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
21	34	22の3-1ホ	22-579	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
22	34	22の3-1ホ	22-580	退職共済年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
23	34	22の3-1ホ	22-581	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
24	34	22の3-1ホ	22-582	障害共済年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
25	34	22の3-1ホ	22-583	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
26	34	22の3-1ホ	22-584	遺族共済年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
27	34	22の3-1ホ	22-585	整理退職一時金の決定請求書の受理・審査・通知	整理退職一時金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎















123	40	24の3-3	29-193	公務障害年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
124	40	24の3-3	29-194	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
125	40	24の3-3	29-195	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
126	40	24の3-3	29-196	公務遺族年金受給権者の所在不明による支給停止の申請	公務遺族年金受給権者が所在不明となり、年金の支給停止を申請するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
127	40	24の3-3	29-197	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
128	40	24の3-3	29-198	退職等年金給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
129	40	24の3-3	29-199	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4-1条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知(国家公務員共済組合連合会)	退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金(いずれも追加費用対象期間あり)の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
130	40	24の3-3	29-200	退職共済年金(追加費用対象期間を有する者)に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金(追加費用対象期間あり)の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
131	40	24の3-3	29-201	退職共済年金(追加費用対象期間を有する者)の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
132	40	24の3-3	29-202	障害共済年金(追加費用対象期間を有する者)に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金(追加費用対象期間あり)の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
133	40	24の3-3	29-203	障害共済年金(追加費用対象期間を有する者)の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
134	40	24の3-3	29-204	遺族共済年金(追加費用対象期間を有する者)に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金(追加費用対象期間あり)の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
135	40	24の3-3	29-205	遺族共済年金(追加費用対象期間を有する者)の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
136	40	24の3-3	29-206	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第9-7条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	S34.1.1以前に受給権が発生した退職給付、障害給付及び遺族給付等の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会(長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課	◎
137	50	26の4-1	31-436	法定免除の非該当動奨	国民年金保険料の法定免除非該当届の動奨する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣(日本年金機構)	都道府県知事等	厚生労働省年金局事業管理課	◎
138	50	26の4-2	31-444	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機構)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省年金局事業管理課	◎
139	50	26の4-2	31-445	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機構)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省年金局事業管理課	◎
140	50	26の4-2	31-446	第三号被保険者の配偶者に係る届出の認定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制度が変更されたときの手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機構)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省年金局事業管理課	◎
141	50	26の4-2	31-447	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特別により第三号被保険者資格を取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機構)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省年金局事業管理課	◎
142	50	26の4-2	31-448	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機構)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省年金局事業管理課	◎
143	50	26の4-2	31-449	学生等の保険料納付の特例に係る処分	国民年金保険料の学生納付特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機構)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省年金局事業管理課	◎
144	50	26の4-2	31-450	保険料納付の免除動奨	国民年金保険料の免除を動奨する手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機構)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省年金局事業管理課	◎
145	50	26の4-2	31-451	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保険料の納付又は免除の特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣(日本年金機構)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働省年金局事業管理課	◎
146	50	26の4-1	31-452	法定免除の該当動奨	国民年金保険料の法定免除該当届の動奨する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣(日本年金機構)	都道府県知事等	厚生労働省年金局事業管理課・事業管理課	◎
147	48	26の3-2ハ	31-453	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
148	48	26の3-2ハ	31-454	老齢基礎年金の給付に係る払渡方法の変更の届出	老齢基礎年金の給付に係る払渡方法を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
149	48	26の3-2ハ	31-455	老齢基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金受給権者に係る未支給年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
150	48	26の3-2ハ	31-456	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
151	48	26の3-2ハ	31-457	障害基礎年金の給付に係る払渡方法の変更の届出	障害基礎年金の給付に係る払渡方法を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
152	48	26の3-2ハ	31-458	障害基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金受給権者に係る未支給年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
153	48	26の3-2ハ	31-459	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣(日本年金機構)	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎











253	103	51- -15口	77-109	死亡一時金の裁定の請求に係る審査（旧制度）	死亡一時金の受給要件及び支給口座を確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし（本項事務において、法令上、口座情報の添付書類に関する規定はないが、口座情報が相違していないか確認するため、金融機関での口座番号の確認もしくは通帳等の写しの添付を求めている。公金口座登録情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	独立行政法人農業者年金基金	内閣総理大臣	農林水産省経営政策課	◎
254	103	51- -17	77-110	年金給付の払戻しの方法等の変更の届出の確認（旧制度）	年金等の支給口座を確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし（本項事務において、法令上、口座情報の添付書類に関する規定はないが、口座情報が相違していないか確認するため、金融機関での口座番号の確認もしくは通帳等の写しの添付を求めている。公金口座登録情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	独立行政法人農業者年金基金	内閣総理大臣	農林水産省経営政策課	◎
255	106	53- -1ル	81-5	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	独立行政法人日本学生支援機構	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	文部科学省高等教育局学生支援課	◎
256	106	53- -1ワ	81-29	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局学生支援課	◎
257	107	54- -1ニ	83-32	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
258	107	54- -6	83-33	特別障害給付金の払戻し方法等の変更の届出	特別障害給付金の払戻し方法等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
259	107	54- -2ロ	83-34	特別障害給付金受給権者に係る未払の特別障害給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
260	111	56- -2	87-2	時効特別給付の請求書の受理・審査・通知	時効特別給付の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
261	112	57- -2	90-4	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
262	112	57- -2	90-5	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
263	112	57- -2	90-6	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の受理・審査・通知	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
264	117	59の2の3- -3	95-11	高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	高齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
265	117	59の2の3- -3	95-12	高齢年金生活者支援給付金の払戻し方法等の変更の届出	高齢年金生活者支援給付金の払戻し方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
266	117	59の2の3- -3	95-13	未支払の高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の高齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
267	117	59の2の3- -3	95-14	補足的高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	補足的高齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
268	117	59の2の3- -3	95-15	補足的高齢年金生活者支援給付金の払戻し方法等の変更の届出	補足的高齢年金生活者支援給付金の払戻し方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
269	117	59の2の3- -3	95-16	未支払の補足的高齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の補足的高齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
270	117	59の2の3- -3	95-17	障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の補足的高齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
271	117	59の2の3- -3	95-18	障害年金生活者支援給付金の払戻し方法等の変更の届出	未支払の補足的高齢年金生活者支援給付金の払戻し方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
272	117	59の2の3- -3	95-19	未支払の障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の障害年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
273	117	59の2の3- -3	95-20	遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	遺族年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
274	117	59の2の3- -3	95-21	遺族年金生活者支援給付金の払戻し方法等の変更の届出	遺族年金生活者支援給付金の払戻し方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎
275	117	59の2の3- -3	95-22	未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	遺族年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課	◎